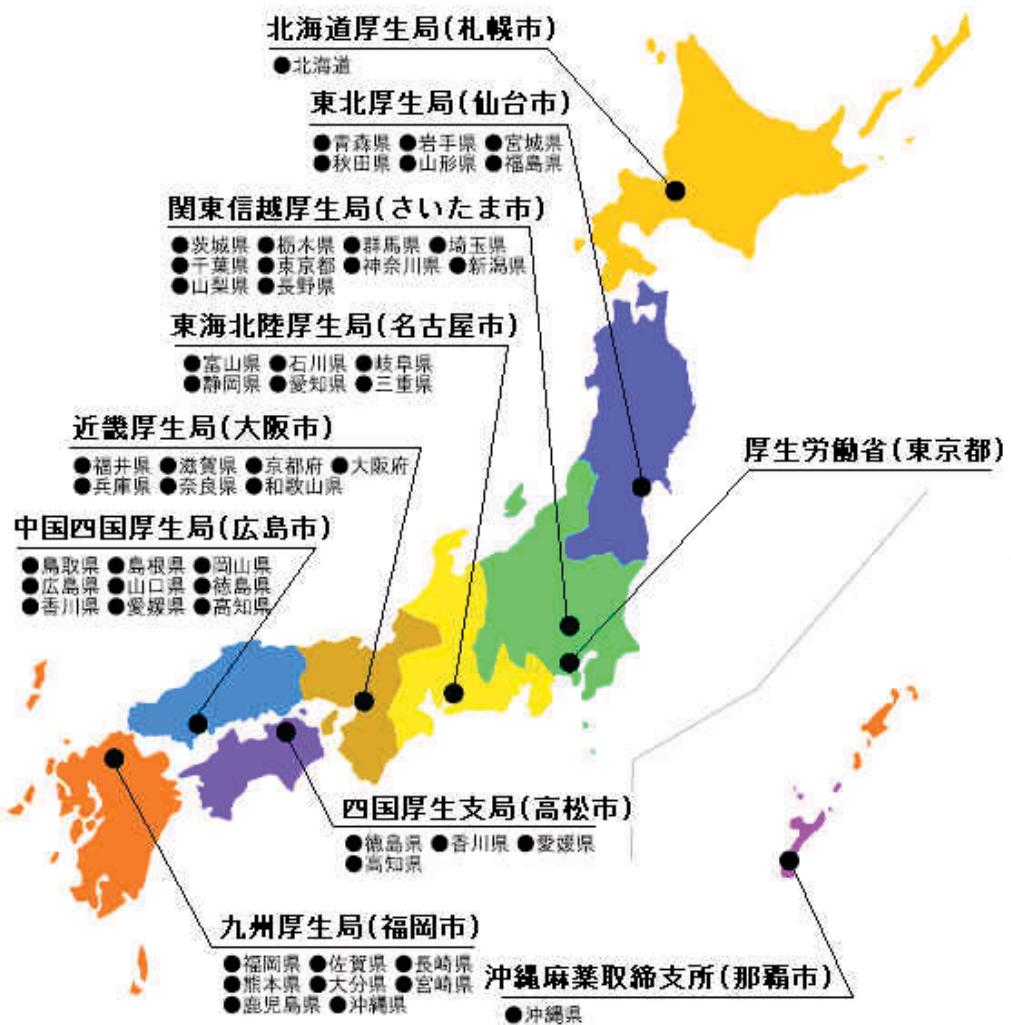


# 地方厚生局

平成13年1月6日の中央省庁等改革で、旧地方医務局と旧麻薬取締官事務所に、本省及び地方社会保険事務局からの移管事務を加え、地方厚生局を全国7カ所に設置。



## 食品衛生課の業務

- ・総合衛生管理製造過程の承認
- ・輸出食肉認定施設等の査察
- ・輸出水産食品認定施設の監視指導
- ・輸出食品の衛生証明書等の発行
- ・登録検査機関の登録及び監督
- ・食品の虚偽誇大広告等の監視指導
- ・食品に関する意見交換会等

# HACCP推進のためのこれまでの施策

## ➤ 営業者等への技術支援

- 危害要因となる物質等に関する情報提供等
- HACCPの標準モデルの策定

## ➤ 教育訓練の支援

- 教材の提供、講師の育成
- 技術的・専門的助言を行う業界団体等の育成

## ➤ HACCP導入前後の適切な指導

- HACCPプラン作成時の助言・指導
- 行政による検証の実施



# HACCPを巡る最近の動き

- ✓ 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（HACCP支援法）の改正
- ✓ 国際的な動き
- ✓ 日本の食品の輸出戦略



# 国際的な動き

## 【米国】

「食品安全強化法(2011年1月成立)」

○HACCPの考え方に基づく衛生管理を取り入れ、食品への危害分析と予防的管理措置の計画・実行を義務づけ。

○主なFSMAの条文

条	内容
102	食品関連施設の登録に関する新要件
103	危害分析及びリスクに基づく予防的管理措置
105	生鮮農産物ガイドライン、生鮮農産物安全基準
301	外国供給業者検証プログラム
302	任意適格輸入業者プログラム
303	輸入食品に対する証明書の要求
307	第三者監査人の認定



# 国際的な動き

## 【EU】

- 1995年から、加盟国の食品関連事業者の衛生管理に、HACCPを踏まえた規制の導入
- 2006年以降は、すべての食品関連事業者へHACCPが義務づけ。  
(食肉、食肉製品、二枚貝、水産食品、乳、卵・卵加工品、ゼラチン等には詳細要件有り。)
- 小規模事業者を中心に、HACCP要件の簡素化、HACCP原則に関する「柔軟性」(Flexibility)が認められている。



# 水産食品の輸出に関する 施設等の登録要件（厚生労働省）

輸出先国	輸出要件	施設等認定者	施設等の登録要件	施設数
米国	施設認定	都道府県(衛生部局)	FDA-HACCP取得	75
EU	施設認定 衛生証明書の添付	都道府県(衛生部局)	EU HACCP取得	28
中国	施設登録 衛生証明書の添付	登録検査機関		1553
ブラジル	施設登録 衛生証明書の添付 ラベル登録	登録検査機関		86
ベトナム	施設登録	都道府県(水産部局)		407
	衛生証明書の添付	都道府県(衛生部局)		
韓国	施設登録 衛生証明書の添付	地方厚生局		81
ロシア	施設登録 衛生証明書の添付	登録検査機関		551
ナイジェリア	施設登録 衛生証明書の添付	登録検査機関		69
ウクライナ	施設登録 衛生証明書の添付	登録検査機関		115
ニュージーランド	衛生証明書の添付	都道府県(衛生部局)	EU-HACCP取得	—

\*ニュージーランドについては二枚貝（ホタテガイの貝柱のもの場合を除く。）が対象。



# 食肉の輸出に関する 施設等の登録要件（厚生労働省）

輸出先国 (畜種)	主な輸出要件	施設等認定者 衛生証明書管理者	施設等の主な登録要件
米国 (牛肉)	施設認定 衛生証明書の添付	厚生労働省	HACCP取得
カナダ (牛肉)	施設認定 衛生証明書の添付	厚生労働省	HACCP取得
香港 (牛肉)	施設認定 衛生証明書の添付	厚生労働省	HACCP取得
アラブ首長国連邦 (牛肉)	施設選定 衛生証明書の添付 30か月齢未満の牛由来	都道府県等	ハラールと畜
マカオ (牛肉)	施設選定 衛生証明書の添付 30か月齢未満の牛由来	都道府県等	
タイ (牛肉)	施設認定 衛生証明書の添付 30か月齢未満の牛由来	都道府県等	
EU (牛肉)	施設認定	厚生労働省	HACCP取得
	衛生証明書の添付	都道府県等及び 動物検疫所	
シンガポール (牛肉・豚肉)	施設認定	シンガポール政府	
	衛生証明書の添付 30か月齢未満の牛由来	都道府県等	
マカオ (豚肉)	衛生証明書の添付	都道府県等	施設登録不要
香港 (豚肉・鶏肉)	施設選定 衛生証明書の添付	都道府県等	
ベトナム (鶏肉)	施設登録 衛生証明書の添付	都道府県等	

・この他、農林水産省の管轄する動物衛生要件がある。



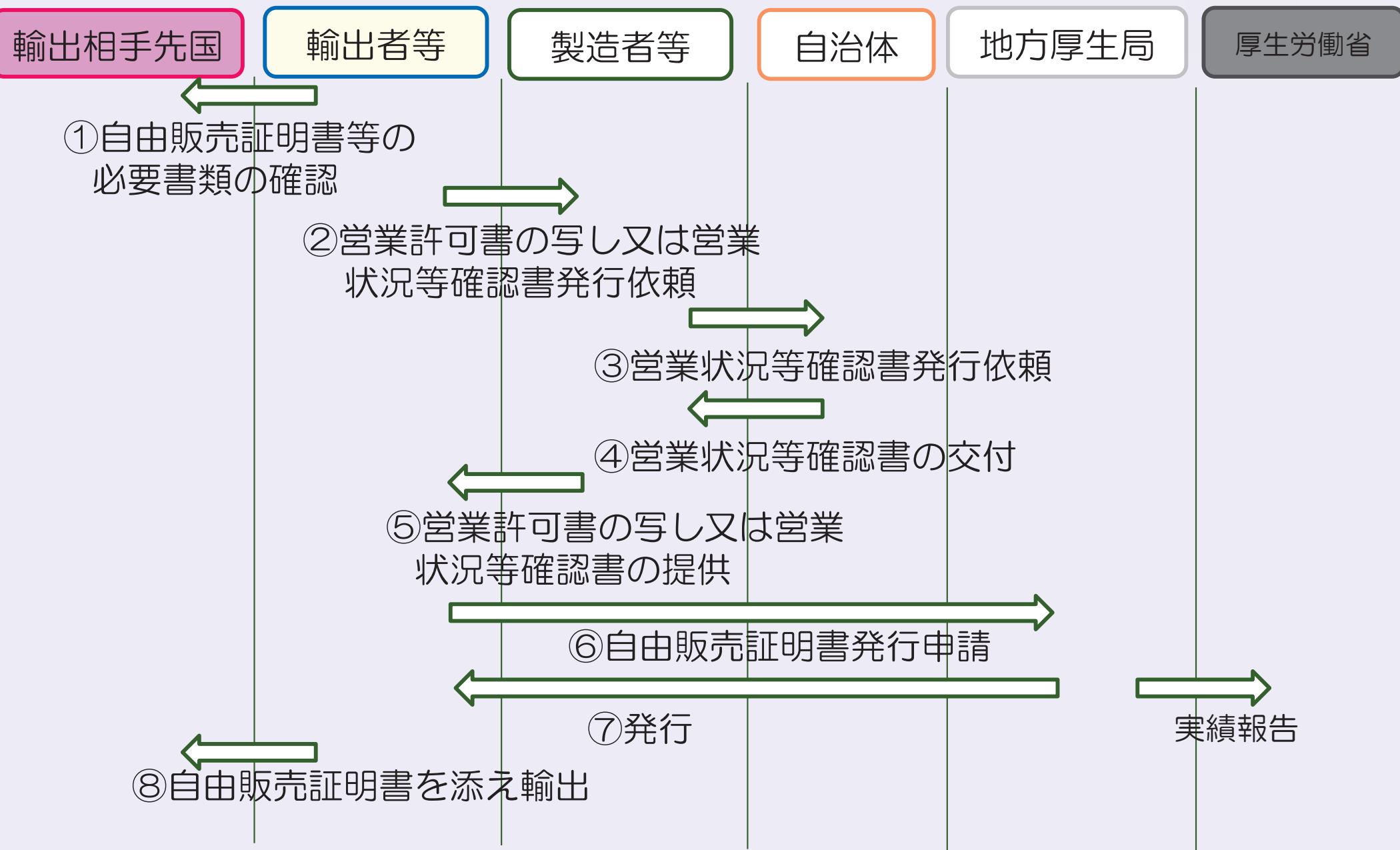
# 食品の輸出促進

## 日本再興戦略～JAPAN is BACK～ (平成25年6月14日閣議決定)

- ◆ 2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円(現状約4,500億円)とする。
- ◆ 日本の食品の安全・安心を世界に発信するため、海外の安全基準に対応するHACCP(危害分析・重要管理点)システムの普及を図る観点から、マニュアルの作成や輸出HACCP取得支援のための体制の整備を来年度までに実施するとともに、輸出手続の際に提出を求められることがある自由販売証明書の発行体制を今年度中に構築する。



# 自由販売証明書の発行体制



# 自由販売証明書の発行体制

○自由販売証明書を明確に求めている国：  
タイ、ベトナム

○求められることがある国：  
中国、香港、タイ、インドネシア、フィリピン、  
ミャンマー、マレーシア、湾岸諸国、トルコ、  
中南米諸国等

○事前の品目登録の際に求められることがある国：  
ミャンマー、インドネシア、フィリピン等



# HACCPを巡る最近の動きでみえてくるもの

- HACCPは国際標準
  - 海外では普及が進む
  - 食品の安全性確保に有効な手段
  - 食品の輸出戦略に必須
- ⇒ HACCPの認識を普及させる必要

⇒柔軟性をもった導入・普及を進めていく



# 食品製造におけるHACCPによる工程管理の普及のための検討会

目的:

食品製造における衛生管理について、HACCPによる工程管理を普及推進させるための施策等について検討する

検討事項:

- (1)食品製造における衛生管理について、HACCPによる工程管理を普及推進させるための施策等について検討する。
- (2)HACCPによる工程管理の普及推進に係る具体的な内容について審議する。
- (3)その他必要な事項について助言を行う。

構成員等:

学識経験者、消費者団体、業界団体(製造、流通)、自治体、農林水産省等

開 催:

第1回 9月3日(火) 13:00~

第2回 9月26日(木)13:00~



ご清聴ありがとうございました。

